

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第4号



# NICHIZEI journal

## 変わる研修スタイル

### 東京会 ライブ配信をスタート

税務上の取扱いが高度化・複雑化する中、多くの税理士が研修会やセミナーに参加し、日々の自己研さんに努めている。こうした中、東京税理士会（神津信一会長）では、インターネットを活用したライブ配信研修を開催。都内48支部および東北6県に配信された今回の取り組みは、新しい研修スタイルを確立する大きな一歩となった。

## 48支部、東北6県に生中継

日本税理士会連合会や各税理士会では、会員に向けて様々な研修会を開催しているが、東京税理士会（東京会）では多くの会員に受講してもらうため、研修会場として2千人ほど収容できる大きな施設を利用している。

だが、東京会の会員は2万人超。すべての会員に研修受講機会を提供するには、収容人数に限られる「集合型研修」だけでは限界がある。そこで、研修会の模様を録画し、それをDVDやインターネットで配信する「マルチメディア研修」を導入しているが、このほど、新しい研修スタイルを開始した。研修会の模様を生中継する「ライブ配信研修」だ。

ライブ配信の実現に向けて、東京会の研修部では、すでに会計人向けにライブ配信を展開している企業や団体を訪問してヒアリングを実施。また、テスト配信を繰り返して画像や音声を確認するなど、本番に向けて準備を進めてきた。

そして、3月22日の午後2時、ライブ配信研修がスタート。当日は、平川忠雄税理士が「税制改正法案を読む」をテーマに解説した。実際の研修会は、東京税理士会館の地下1階会議室で行われ、その模様を200人ほど収容できる2階の大会議室に配信。地下1階の研



修模様が大きな3つのスクリーンに映し出された（写真）。

さらに、今回の研修会は、東京会48支部の事務局にも生中継で配信されたほか、東北税理士会の研修事業を支援するため、東北の各県連にも配信。場所と距離の壁を超え、多くの税理士が同じ時間に同じ内容の研修会を受講した。

ライブ配信研修のメリットについて、東京会研修部長の原稔税理士は、「研修模様は生中継で配信されますので、実際に研修会に参加している緊張感があり、講師の言葉を聞き逃してはいけないという気持ちが生まれます」と指摘する。また、「今回は、ひとつの会場から情報を発信していますが、

テレビ会議のように双方向で情報を配信できるシステムを整えることで、離れた場所の方々によるパネルディスカッションなども企画できるでしょう。将来的には各自のパソコンでライブ研修を受講できる仕組みを整えていきます。それが実現すれば、事務所職員を対象とした一斉研修を開催することもできます。ライブ配信研修には多くの可能性があります」と語る。

一方、ライブ配信研修の開催は、次の税理士法改正案に盛り込まれた「研修の義務化、に対する受け皿作り」という側面もある。平成13年の税理士法改正で「研修に関する努力義務」に関する事項が創設され、日税連や各税理士会では研

### Digest ダイジェスト

#### 2～5 特集

早わかり!! 税制改正

#### 6～7 インタビュー

所得補償保険の魅力

#### 8 税務会計情報

消費税の落とし穴はココだ!

#### 9 業種別リサーチ

建設業界の現状と課題

#### 10 報酬自動支払制度

専門外の作業を低料金で省略

#### 11 業界ムーブメント

会計割引制度が一部見直し

修内容の充実と研修機会の増大に向けて取り組んでいるが、研修受講時間の努力目標「年間36時間」の達成率は極めて低いのが実情だ。

研修が義務化されれば、受講者がこれまで以上に増加するのは間違いない。日税連では、年間の受講時間も含めて、今後の研修のあり方について議論を進めているが、会員2万人超の東京会としても、研修の環境整備への対応は大きな課題となっており、その施策のひとつが今回のライブ配信研修というわけだ。

また、東京会では会員研修を充実させるため、独自の『研修センター』の構築に向けて動き出している。現時点では構想段階だが、研修会を収録できるスタジオ型の会場整備などを検討しており、物件の視察も進めているという。同時に、公認会計士協会を訪問し、研修の義務化に対する取り組みについてヒアリングを行うなど、今後の研修運営について研修部を中心に議論を重ねている。

研修会に参加したくても、会場までの距離や諸事情で諦めなければならないケースもある。研修の義務化の行方も気になるところだが、いずれにしても今回のライブ研修は、会員の期待に応える主流の研修スタイルとなりそうだ。

## 「日税フォーラム」もライブ配信へ

㈱日税ビジネスサービスが主催する税理士先生を対象としたセミナー『日税フォーラム』。毎回、会場には多くの受講者が集まり、活気溢れるセミナーが行われていますが、遠方の先生などからライブ配信研修を求める声が寄せられていました。そこで、㈱日税ビジネスサービスでは、今年1月から『日税フォーラム』の研修模様をインターネットで生中継するライブ配信研修をスタートしました。

ライブ配信研修のニーズは非常に高く、4月18日に開催した「こうすれば顧問先の倒産を救える!」と題したセミナーでは、募集から間もなく予定配信数に達し、中には会場への参加を希望したものの、満員のために受講できず、滑り込みでライブ配信研修を申し込まれた先生もいました。

これまで日税フォーラムのライブ配信研修は6回開催されていますが、受講者にアンケートを行っ

たところ、「(会場までの) 時間と往復の飛行機代をかけて参加することを思えば、ライブ配信研修は非常に助かります」、「動画配信は3回受講しましたが、1回目に比べて画像や音声、受講手段の段取りも格段に良くなっています」、「セミナー会場までの時間的なロスを考えると、日税ビジネスサービスの動画配信は非常に重宝しています」といった声が多く寄せられています。

なお、日税フォーラム（会場研修ならびにライブ配信研修）の近々のスケジュールは次のとおりです。「M&Aにおける企業価値評価」（5月10日）、「税理士先生に知ってほしい 税務訴訟・脱税事件・税理士過誤訴訟の基礎知識」（5月17日）、「公益法人の消費税～特定収入から公益法人制度改革まで～」（5月21日）、「国際税務・法人編」（5月23日）。

『日税フォーラム』ならびにライブ配信研修の詳細は、㈱日税ビジネスサービスのホームページでご覧いただけます。

## ねじれ国会でドタバタ…

## 税制改正の流れをチェック!!

ねじれ国会や東日本大震災にともなう政治空白の影響を受けて、平成23年度以降の税制改正は、従来とは異なった展開を見せている。今後の「税制抜本改革関連法案」の行方も気になるだけに、昨今の税制改正の流れとポイントを確認しておきたい。

監修＝関根稔 弁護士・公認会計士・税理士  
飯田聡一郎 税理士

## ◆分かりづらい平成23年度改正の全体像

解説：濱田康宏 公認会計士・税理士

平成23年度は、3月改正が頓挫した後に6月の改正と12月の改正があり、加えて震災対応の改正もあるなど、改正の適用関係が非常に分かりづらくなっている。さらに、12月には平成24年度税制改正大綱が発表され、平成24年1月には社会保障・税一体改革素案で平成25年4月以降の改正方針が示されている。ここでは、3月改正つまり頓挫案がどうなったかという視点で、その後の改正を確認してみたい。

## (1)法人税について

平成23年12月2日施行改正で、頓挫案がそのまま通った格好だ。実効税率が引き下げられ、課税ベ

ースが拡大された。ただし、法人税率が下がるものの、別途3年間、復興特別法人税の上乗せが生じることになっている。なお、頓挫案にないが、平成24年度改正で国外関連者への利子利用租税回避への対応が入っており、外資系企業が標的と言われている。

## (2)所得税について

給与所得控除の見直しは、平成24年度改正で再登場したが、頓挫案の役員給与分の給与所得控除の見直しは削られた。短期就労雇員の退職所得の2分の1課税廃止も同様で、平成24年度改正で再登場した。さらに、復興特別所得税が2.1%で25年間課されるが、それ

は源泉所得税にも影響する。なお、頓挫案にないが、平成24年度改正で国外財産調書制度が創設され、一体改革では、国民番号制・最高税率の引上げが注目される。

## (3)消費税について

平成23年6月30日施行改正段階で、免税業者の判定見直し・課税売上高5億円超事業者の95%ルールの見直し、ほぼ頓挫案どおり通っている。なお、一体改革の平成26年4月から8%、平成27年10月から10%という消費税の税率引上げは、政治状況を見る限り、紆余曲折が予想されそうだ。

## (4)相続税・贈与税について

基礎控除の引下げとそれに伴う

各種見直しや税率区分変更などは、一体改革での議論項目とされている。なお、頓挫案にないが、平成24年度改正では、相続税の連帯納付義務の緩和が実現しており、住宅取得資金贈与特例に床面積制限が導入された点は、注意が必要だ。

## (5)更正の請求期間延長と当初申告要件の廃止について

平成23年12月2日施行改正で、更正の請求期間が延長され、法人税・所得税は5年、贈与税は6年に伸びた。当初申告要件の廃止と控除額制限の見直しが行われたが、項目が限定されている点に注意が必要だ。

## ◆法人税率の引下げ・復興付加税

## ～平成23年12月改正①～

解説：石井幸子 税理士

## (1)法人税率の引下げ

法人税率の引下げという世界的潮流に合わせて、改正前30%の普通法人の法人税率が25.5%に、改正前18%の中小法人の軽減税率が15%に引き下げられる。この改正は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用される(表1)。

## (2)課税ベースの拡大

法人税率の引下げに伴う税収減を補うため、次のような課税ベースの拡大が同時に実施される。①の改正は資本金額に関係なく、②および③の改正は資本金が1億円を超える法人に限られる。

- ①定率法の償却率の見直し
- ②貸倒引当金の適用対象法人の見直し
- ③大法人の繰越欠損金の控除限度額の見直し

## (3)東日本大震災の復興財源確保のための付加税

〈復興特別法人税〉  
復興財源確保のため、基準法人税額に対し10%の復興特別法人税が上乗せされる。この基準法人税額とは、①所得金額に法人税率を乗じたものから②措置法の税額控除を控除した税額をいい、③同族会社の留保金課税や所得税額控除、外国税額控除適用前の法人税

額をいう。平成24年4月1日以後に開始する事業年度から3事業年度にわたり適用され、3月決算法人の法人税率は表2のようになる。

## 〈復興特別所得税〉

復興付加税は、法人税だけでなく所得税にも2.1%の復興特別所得税が上乗せされる。この復興特別所得税の影響は個人のみならず、法人にも影響する。たとえば法人が受ける預金利息から現在20%(所得税15%、地方税5%)が源泉徴収されているが、これが20.315%(所得税15%×1.021=15.315%、地方税5%)源泉徴収される。源泉徴収された復興特別所得税は、復興特別法人税と二重課税にならないよう手当てがされている。

## (4)地方税への影響

法人事業税および法人住民税は、独自の増税は行わない。また、法人住民税の課税標準となる法人税には、復興特別法人税は含まれないため、今回の復興特別法人税の影響はない。ただし、前述(2)課税ベースの拡大は、課税標準そのものが増額するため、この点は地方税の税額にも影響する。

(表1)

		改正前	改正後	
		H24.4.1 前 開始事業年度	H24.4.1 以後 開始事業年度	H27.4.1 以後 開始事業年度
中小法人	大 法 人	30%	25.5%	25.5%
	年 800 万円超部分	18%	15%	19%
	年 800 万円以下部分			

(表2)

		復興特別法人税 10%上乗せ				
		H24.3 期	H25.3 期	H26.3 期	H27.3 期	H28.3 期
中小法人	大 法 人	30%	28.05%	28.05%	28.05%	25.5%
	年 800 万円超部分	18%	16.5%	16.5%	16.5%	19%
	年 800 万円以下部分					



## ◆当初申告要件の廃止 ～平成23年12月改正②～

解説：佐々木克典 税理士

### (1)適用を忘れても救済される

確定申告書に特例の適用を記載し、かつ、一定書類を添付することが要件となる措置を『当初申告要件』という。平成23年12月2日以後に申告期限が到来するものから一部の措置は当初申告要件を、求めないこととなった。

これは、更正の請求期限と、増額更正期間が5年に延長されたことに伴う措置と説明されている(平成23年度税制改正大綱)。

当初申告要件が廃止された措置は、①所得税法において純損失の繰越控除など6項目、②法人税法において受取配当等の益金不算入など12項目、③相続税法において配偶者に対する相続税額の軽減など3項目である。

改正された措置は、各本法あるいは本法施行令に当初申告要件が規定されていたものである。租税

特別措置法に規定されている特例は含まれておらず、特別償却などの適用は引き続き当初申告要件が求められる。

これは、①特別償却などインセンティブ措置、②各種引当金など利用するかしないかで、有利にも不利にもなる操作可能な措置は、緩和しないという考え方からである(平成23年度税制改正大綱)。

さらに、受取配当等の益金不算入など法人税法の5項目と、所得税の青色申告特別控除については、これまでは確定申告書に記載した金額が適用額の限度とされていたところ、改正により適用額を増額させる更正の請求も可能となった。

これまで、自己株式の取得などにより生じたみなし配当に対して、受取配当等の益金不算入と所得税額控除の別表記載を失念した

事例を伝聞したことがあるが、今後は救済される。

### (2)税額控除漏れも救済される

これまで措置法による税額控除は、確定申告書に記載された額を限度とされていた。たとえば、修正申告等により本税額が増加し、税額控除の枠が広がったとしても、税額控除額を増額させることはできなかった。

しかし、平成23年12月2日以降に申告期限が到来するものから、措置法に定める7項目の税額控除に関して、本税額が増加するなど控除枠が広がった場合には、税額控除も増加することとなった。

ただし、税額控除の適用は引き続き当初申告要件が求められ、また、試験研究費や資産の取得価額など、税額控除の基礎となる特定の項目は修正できないので、税額控除の救済は、限定的といえる。

### (3)なぜ改正されたのか

当初申告要件等の緩和は、更正の請求期限の延長に伴う措置とされているが、それならばなぜ、緩和措置を限定したのであろうか。

たとえば、相続時精算課税を選択している者が、前年以前の特別控除の未使用額があったとしても、確定申告書にその記載をしなければ未使用額は適用できず、引き続き当初申告記載額要件が求められる(相法21の12②)。

また、税務判断の選択替えは認めないのが税法の大原則だが、法人の確定申告において、税額控除せずに損金とした所得税額は、更正の請求で税額控除に乗り換えることが可能という。

当初申告要件の緩和は、納税者にとってはありがたいが、その理由と範囲について疑問符が残る改正である。

## ◆更正の請求期限の延長 ～平成23年12月改正③～

解説：犬飼久美 税理士

### (1)更正の請求期限が5年に延長

平成23年12月改正で、国税の更正の請求期限が5年(贈与税は6年)に延長された。法定申告期限から1年に限っていたことに比べて大幅な延長だ。この改正は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来するものから適用される。

具体的には、所得税・贈与税なら平成23年分、法人税なら平成23年10月決算法人、相続税なら平成23年2月2日相続開始から対象となる。修正申告・期限後申告をした場合でも、期限内申告期限から5年以内なら更正の請求が可能だ。

### (2)改正前でも救済あり

改正内容は、事実上、遡及して適用される。平成23年12月1日以前に法定申告期限が到来する国税についても更正の申出書の提出を認める。申出書の様式は、国税庁のホームページから入手できる。ただし、申出書の提出により更正の請求ができる期間は、法定申告期限から3年とされており、改正法より請求可能な期限は2年短いため、その部分は従来の嘆願で対応することになる。また、申出書の提出は、根拠法のない救済制度のため、申し出が認められなくても、異議申立はできない。

### (3)実務への影響は

改正により過去5年間にわたり減額更正が認められることは、実務家にとっても大きな影響を与えるだろう。ミス的大小にかかわらず、たった1年しか是正のチャンスが与えられなかった従来の取扱いは雲泥の差である。一方で、減額更正期限の延長に連動して、増額更正の期限も原則3年から5年に延長された。これにより、税務調査の対象期間も従来の3年から5年に延びると想定される。そうすると、修正申告になった場合に納める増差税額や延滞税も、3年分から5年分に増える分だけ増加する。

### (4)更正の請求と当初申告要件廃止を合わせると…?

更正の請求の期間延長とともに、一部の規定について当初申告要件および限度額の制限が廃止された。たとえば、受取配当等の益金不算入は、改正前なら当初申告書に記載された金額の範囲内でも認められなかったのが、今後は、とりあえず申告書を提出しておけば、後出しでも認められる。また、更正の請求期間が5年間に延長されたことを合わせると、暫定的に期限内申告書を提出しておけば、事実上、申告期限を5年間に延長させる結果となる。

## ◆住宅取得等資金贈与の制度の改正と延長 ～平成24年度改正①～

解説：岡野訓 税理士

### (1)住宅取得等資金贈与の非課税措置の改正

父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、贈与税には非課税措置が用意されてきた。平成22年中の贈与なら1500万円、平成23年中の贈与なら1000万円まで贈与税が課されないものとされていた。

これには、幾つかの要件が課されている。まず、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用家屋の新築や取得、もしくは100万円以上の増改築等にその資金を充てることと、同日まで家屋を自己の居住の用に供するか、同日後に遅滞なく居住の用に供することが事実であると見込まれなくてはならない。

さらに、受贈者については、贈与を受けた年の1月1日時点で20歳以上であることと、贈与を受けた年の合計所得金額が2000万円以下であることが要件とされる。対

象となる住宅用家屋については、床面積が50㎡以上であることが要件とされている。

従来は土地の贈与資金は住宅と土地の同時取得の場合に限っていたが、平成23年分の贈与からは、住宅の新築等に先行して敷地用の土地を取得する場合も、この制度の対象となっている。

ただし、その場合でも居住の用に供する時期の制限が掛かることになる。この住宅取得等資金の贈与制度についても、平成24年度改正で手当がなされている。対象家屋が省エネルギー性や耐震性を備えているかどうかで、非課税枠に差を設けている。

省エネルギー性や耐震性を備えた良質な家屋の場合、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの住宅取得等資金の贈与については、平成24年、25年、26年中の贈与について、それぞれ1500万円、1200万円、1000万円まで贈与税が

課されない。省エネルギー性や耐震性を備えていない一般の住宅の場合は、平成24年、25年、26年中の贈与について、それぞれ1000万円、700万円、500万円まで贈与税が課されない。

平成24年度改正では、対象となる住宅用家屋の床面積について、従来なかった制限が課される点、注意が必要だ。従来の床面積が50㎡以上要件に加え、240㎡以下基準が加わる。ただし、東日本大震災の被災者については、240㎡以下とする制限はない。

### (2)住宅取得等資金贈与の非課税措置における震災特例創設

東日本大震災により住宅用家屋が滅失等した者や原発警戒区域内に住宅用家屋が所在する者については、(1)との選択適用で、別途、震災特例が用意されている。直系尊属より住宅取得等資金の贈与を受けた場合、平成26年12月31日ま

では1000万円まで贈与税が課されない。ただし、省エネルギー性、耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合は、1500万円まで贈与税が課されないことになる。

### (3)相続時精算課税の特例措置の延長

住宅取得等資金が(1)または(2)の非課税限度額を超える場合、課税部分については、暦年課税を使うことも、相続時精算課税制度を選択することもできる。住宅取得等資金の贈与については、一般の相続時精算課税制度と異なり、贈与者の年齢を65歳以上とする要件は課されないが、両親からの贈与のみが対象とされており、祖父母からの贈与には適用がない。

この相続時精算課税の特例措置は、平成24年度改正により、平成26年12月31日まで3年間延長された。

# ◆給与所得控除の上限設定と退職所得課税の見直し ～平成24年度改正②～

解説：白井一馬 税理士

## (1) 給与所得控除の上限設定

給与収入が年1500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられることになった。給与所得控除は、勤務費用の概算控除の性格を考慮したものだが、制限なく通時的に控除が増加していく改正前の仕組みに上限が設けられたことになる。

## (2) 改正の経緯と今後

給与所得控除の上限設定は、平成23年6月改正では頓挫し積み残しとなっていたが、結局12月改正では削除され、平成24年度税制改正で盛り込まれたものだ。

もともとは、税理士に評判の悪かったオーナー課税制度が平成22年度税制改正によって4年という短期間で廃止された際に、これに代わる給与所得控除の抜本的改正として平成23年度税制改正で予定されていたという経緯がある。

当初は、高額役員給与について、給与所得控除額を一般従業員の半分とする改正も同時に予定されていたが、こちらは平成24年度改正でも先送りされた。「社会保障・税一体改革素案」では引き続き、給与所得控除について検討することが明記されており、来年度以降、役員給与の給与所得控除のあり方が議

論されるはずだ。

法人税率引下げや留保金課税の縮小、オーナー課税制度廃止でオーナー企業の法人成りは今後ますます税負担で有利になる。将来的には、同族会社の役員と非同族会社の役員とで給与所得控除に差異を設ける改正が議論されるかもしれない。同時に「素案」では、所得税の累進税率引上げを通じて所得再分配を強化すべきことも明記されている。

## (3) 退職所得課税の見直し

役員や指定職の国家公務員が、5年以下の短期間勤務の場合、支

給を受ける退職金については、2分の1課税が廃止される。

これは、外資系企業の高額サラリーマンや天下り役員によるいわゆる「渡り」に対する国民の批判に応えた改正だ。この改正は公務員だけではなく一般企業の役員も対象となる。しかし、一般の従業員が役員に昇格した後5年以内に退任したようなケースでは、従業員の勤務期間も通算するとの実務の運用が行われるはずだ。

なお、個人住民税については、平成25年から退職所得の10%税額控除の廃止が既に決定しているので注意したい。

# ◆連帯納付義務の緩和 ～平成24年度改正③～

解説：渡邊雄一 税理士

これまで、相続税の連帯納付義務については、突然履行を求められていた。平成23年度改正では事前に履行の可能性についての文書による通知と履行時における延滞税の緩和が行われ、平成24年度改正では、連帯納付義務そのものの適用除外規定が設けられた。

## (1) 連帯納付義務による延滞税を 利子税により減免と滞納手続 の整備 (平成23年6月成立)

### ① 延滞税の利子税化

相続税法による連帯納付義務については、本税のみならず延滞税についても納付を求められる。本来の納税義務者が滞納した場合に延滞税を制裁として課しているが、連帯納付義務者については責任がないので、延滞税に代えて利子税による納付を求めることとし

た。

これにより、本来の納税義務者が滞納している期間について連帯納付義務者が納付した場合には、延滞期間について利子税の割合による負担で済むこととなった。この利子税の割合が複数ある場合には、簡便性を考慮し最も低い割合により計算する。ただし、本来の納税義務者は、正当計算による延滞税から連帯納付義務者が納付した利子税を控除した残額の延滞税について納税しなければならない。決して免除される訳ではないので要注意だ。

### ② 連帯納付義務履行手続の整備

連帯納付義務者については将来履行を求められる可能性があり、本来の納税者が延納、物納申請を行った場合には、連帯納付義務がある旨の通知を連帯納付義務者に

することとされた。

また、本来の納税義務者が滞納し督促状が発せられるような場合、連帯納付義務の履行の可能性がさらに高まるので、合わせて連帯納付義務者に対しても通知する手当てが整備された。この通知のあと、連帯納付義務者に対し納付通知書の送付および督促関連の手続が連帯納付義務の履行段階の措置として法制化された。

## (2) 連帯納付義務の解除 (平成24年度改正)

平成24年度改正での連帯納付義務関連は、連帯納付義務の解除となっている。これは、連帯納付義務の履行義務を免除することとなるので、本来の納税義務者以外の他の相続人は、次の要件に該当すれば、自らの相続税以外の負担の

必要がなくなる。

- ① 相続税申告書の提出期限から5年を経過する日までに他の相続人分の連帯納付義務の通知を受けていないこと
- ② 他の相続人が延納の許可を受けたこと
- ③ 他の相続人が相続税の納税猶予を受けたこと

これらの要件に該当しない申告時点での滞納や物納申請が却下された場合には、連帯納付義務が継続することとなるので留意が必要となる。

この改正は平成24年4月1日以降の申告期限から適用されるが、同日において未納となっている相続税についても適用があるので朗報といえよう。

# ◆国外関連者への利子を利用した租税回避への対応 ～平成24年度改正④～

解説：帖佐誠 公認会計士・税理士

## (1) 制度の概要

外資系日本法人による外国親法人などへの利子の支払いを通じた租税回避を防止するため過大支払利子税制が導入された。平成25年4月1日以後の開始事業年度から適用される。

この制度で損金不算入となるのは、法人の関連者に対する純支払利子等の額が、関連者に係る純支払利子等の額、減価償却費等や受取配当等益金不算入額などを加算した所得金額の50%を超える場合の超過部分の額である。純支払利子等とは、支払利子等から受取利子等を控除した純額である。

この制度の趣旨は、国境をまたぐ支払利子の規制にある。そこで対象となる支払利子には、支払を受けた側で日本の法人税の課税所得に算入されるものは含まれないとし、国内の利子は対象から除かれている。

## (2) 導入の理由

同様の趣旨の制度としては、過

少資本税制(措法66の5)があるが、これが十分機能しない事例が指摘されていた。

過少資本税制は、資本と借入金の比率が一定割合(原則として外国親会社等の資本持分の3倍)を超える部分の支払利子について損金算入を認めない。そこで日本の子法人の資本を大きくし、比例して外国親法人からの借入金を増やすことで支払利子の損金算入限度額が増えることになる。これを防ぐため、所得金額との比較の観点から対応をすることになった。

## (3) 制度の詳細

この制度を図解すると右のようになる。

この制度で関連者とは、法人との間に直接・間接の持分割合が50%以上の関係者や実質支配・被支配関係にある者をいう。

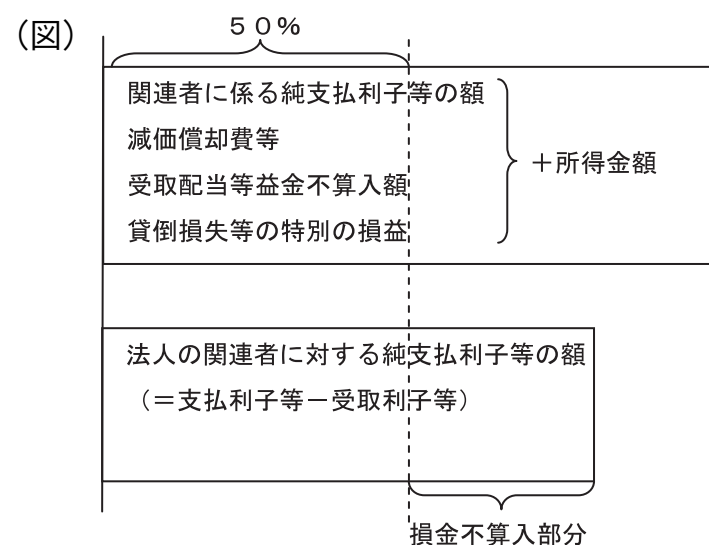
また、関連者純支払利子等の額が1千万円以下もしくは関連者支払利子等の額が総支払利子等の額の50%以下の場合には、この制度

は適用されない。

なお、過大支払利子税制と過少資本税制の多い方の金額が損金不算入額となる。外国子会社合算税制との関係では、過大支払利子税制の損金不算入額から、外国子会社合算税制の合算所得相当額を控除する調整措置が施される。

## (4) 改正の影響

この制度の影響を受けるのは主として、外資系の日本法人である。ただし、親法人が日本法人、子法人が外国法人という場合にも、制度としての適用はあり得るので念のため注意が必要である。





# ◆国外財産調書制度の創設

## ～平成24年度改正⑤～

解説：掛川雅仁 税理士

### (1) 時価の把握がポイント

国外財産の保有とこれに係る所得税・相続税の申告漏れが増加している。そこで平成24年度改正は、毎年12月末で合計5千万円超の国外財産を有する居住者に、翌年3月15日までに国外財産調書の提出を義務付ける。これは、出国者等を考慮して、平成26年1月1日以後提出すべきものから適用される。5千万円基準は現行の相続税基礎控除の定額部分を勘案した。

基準額の判定は、為替換算後の時価による。しかし、海外には公示地価がない等、国外財産の時価把握は困難。そこで、見積り額でも認められるが、どの程度の精度

が要求されるのかが気になる。

法人や非居住者が対象外なのは、導入趣旨が把握困難な国外財産に係る所得税・相続税等の適正課税と徴収への活用だからだ。即ち、富裕層への徴税強化に繋がる。

### (2) 提出促進策としてのアメとムチ

提出促進策として、過少申告加算税等に係るアメとムチも用意。

アメは、提出がある場合には、国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れ等があっても、調書に申告漏れ等に係る国外財産の記載があれば、過少申告・無申告加算税を優遇するもの。具体的には、記載がある部分について、通常の加

算税額からその申告漏れ等に係る本税の5%相当額を控除する。

反対に、ムチは、提出や記載がない場合には、国外財産に係る所得税に申告漏れ等があれば加算税を加算する。提出・記載がない部分について、通常の加算税額にその申告漏れ等に係る本税の5%相当額を加算する。

### (3) アメとムチが税目で相違する理由

所得税にはムチがあるが、相続税にはない。理由は、相続人等が関知しない所で被相続人が提出等しなかった調書について加算するのは酷だからだろう。

さらに、相続税の補完税である

贈与税には、ムチもアメもない。ムチがないのは、相続税と同趣旨だろう。アメもないのは、贈与は相続とは異なり、贈与者と受贈者との意思の合致により実行可能。故に優遇する必要はないとの判断か。もっとも、相続・贈与共に5千万円超の国外財産を取得した者は、翌年には提出義務が生じる。

### (4) 財産債務明細書にない罰則

調書に関する質問検査権の規定も整備される。さらに、不提出・虚偽記載には1年以下の懲役または50万円以下の罰金や罰則規定も設けられる。罰則は、平成27年1月1日以後の調書から適用されるが、不提出には情状免除もある。

# ◆復興特区税制

## ～平成24年度改正⑥～

解説：佐藤増彦 税理士

東日本大震災で被災した地域の復興を支援するために、大胆な特例措置が創設された。主な柱は、①5年間の法人税額の課税免除と繰延べ、②給与等支給額の10%税額控除、そして③事業用設備等についての即時償却または15%税額控除である。

### (1) 新規立地新設企業は5年間無税

復興産業集積区域内に5人以上を雇用するなど一定の要件を満たして法人を設立すれば、指定を受けた日から5年間、法人に生じた所得金額を再投資等準備金として積み立てることで法人税等が無税となる。東京など集積区域外の会社による子会社設立も認められる。準備金は、機械または建物等に再投資を行った事業年度に取り崩す必要があるものの、取得した機械または建物は即時償却できる。

ただし、再投資等準備金は課税

の繰延べ措置なので、指定日から10年経過後の事業年度末において準備金残高があれば、その10分の1ずつ取り崩す必要がある。

### (2) 給与等支給額の10%税額控除

指定を受けた法人は、復興産業集積区域内の事業所で雇用する被災者への給与等の10%を指定日から5年間、税額控除できる。法人税額の20%を限度とするが、(1)よりも適用要件が少なく利用しやすい制度といえる。

### (3) 設備等の即時償却と税額控除

指定を受けた法人は、復興産業集積区域内で取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除のいずれかを受けられる。原発事故による避難対象区域で解除日が決まっていない地域では、解除日から5年間について同様の特例措置を受けられる。

税額控除の上限は法人税額の20%で、控除しきれない金額は4年間の繰越控除が認められる(表3)。

以上、これら3つの特例措置は、

いずれかの選択適用となっているので注意したい。

他にも、①開発研究用の償却資産について、即時償却に加え償却費の12%を税額控除できる研究開発税制や、②被災者向け優良賃貸住宅について、25%の特別償却等の制度、③地域の課題解決のために、事業を行う株式会社への出資に係る所得控除制度が導入された。復興の支援ではこれらの特例措置を大いに活用したい。

(表3)

取得等の時期 資産等の区分	特別償却		税額控除	
	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	100%	50% (100%※)	15%	
建物・構築物	25%		8%	

※福島復興再生特別措置法による特例措置

(内閣府HPより 一部加工)

# ◆平成25年4月以降の改正が予定された項目

解説：関根稔 弁護士・公認会計士・税理士

### (1) 未処理として残ってしまった項目

平成23年の税制改革(頓挫版)で提案された項目について、まだ、多くの項目が残っており、これが平成25年4月以降の改正項目として予定されている。その骨子が平成24年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」として閣議決定された。しかし、昨年同様のねじれ国会や与党内の反対勢力も存在することから、このまま、すんなり成立するか否かは不透明だ。

消費税によって低所得者の税負担が増えるが、これと同時に高額所得者や富裕層に対する税負担も増やす。それが今後の日本の税制になることは間違いのないところだ。

### (2) 消費税率の引上げ

消費税については平成26年4月1日から8%(国税6.3%、地方税

1.7%)、さらに平成27年10月1日から10%(国税7.8%、地方税2.2%)への引上げが提案されている。マイナンバー制の導入は議論されているが、インボイスの採用は想定されていない。

消費税率が10%になった場合においても、住宅の家賃や社会保険診療の非課税が維持されるのかが気になる場所である。仮に、家賃にも消費税が課税され、居住用家賃が10%の引上げになった場合は、家主と借家人に大きな衝撃を与えるだろう。

### (3) 所得税の最高税率の引上げ

所得税の課税所得5000万円超の部分については、平成27年分から45%(現行40%)に引き上げる。昭和59年(最高税率75%)から平成11年にかけて引き下げられてきた所得税率が格差社会の一因になっているようにも思えるので、消

費税の引上げと共に所得税率の引上げは不可避といえる。

役員給与の給与所得控除の逓減制度は具体化していないが、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度が廃止された経過もあり、微妙な状態である。昨年3月の頓挫版では同族会社に限らず、上場会社の役員や公務員にも課税対象を拡げ、中小企業の反対を押さえることを目論んだが、それが消えてしまっているところが気になる。

### (4) 相続税・贈与税の見直し

相続税の基礎控除を「3000万円+600万円×法定相続人の数」へと引き下げ、死亡保険金の非課税限度額を「500万円×法定相続人のうち未成年者、障害者または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者の数」に引き下げる。さらに相続税率の最高税率を55%

(現行50%)に引き上げる。

贈与税について、20歳以上の直系卑属が贈与を受けた場合と、それ以外の者が贈与を受けた場合とで適用税率を区分する。前者について贈与税率を引き下げて若年世代への財産の早期移転を促進する。ただし、相続税に合わせて最高税率は55%(現行50%)に引き上げる。

相続時精算課税制度については、贈与者の年齢制限を65歳から60歳に引き下げ、受贈者に20歳以上の孫を追加する。相続時精算課税において贈与者となるのは、そもそも高齢者であり、その年齢を65歳から60歳に引き下げる改正は利用度を大幅に拡大すると思える。

なお、相続税と贈与税の改正は、平成27年1月1日以後の相続と贈与により取得する財産についての適用が予定される。

# なぜ、関与先に 所得補償保険を勧めるのか

入院や通院が1～2年間に及び、仕事ができずに収入が途絶えてしまう…  
そんな時、月々の収入をサポートするのが「所得補償保険」だ。税理士事務所の中には、関与先のほとんどが「所得補償保険」に加入しているところもある。  
医療保険とは異なる所得補償保険、その魅力について3人の税理士に話を聞いた。

水野・藁谷税理士事務所 (東京・豊島区) 水野恒夫税理士 × 藁谷信行税理士

## すべては「お客様を守るため」

—多くの関与先が所得補償保険に加入されていますね。

水野：50年ほど前、もらい火によって自宅が火事になり、火災保険に助けられたことがあります。その時、人生に「100%」はないと痛感しました。それ以来、常に「7：3」で物事を考えています。3割は引いて考えるわけです。火事と同様、病気やケガも「100%大丈夫」ということはありません。当時、経営者には労災保険がなかったので、病気やケガで働けなくなった時のリスクを話しているうちに、多くの経営者が所得補償保険に加入しました。また、従業員には労災保険がありますが、それだけではカバーできない部分も多く、建設業者などを中心に所得補償保険に加入する関与先が増えました。

—確かに、病気やケガはいつ起きてもおかしくありません。

藁谷：特に、中小企業は経営者と従業員の関係が密接です。従業員が病気やケガで働けなくなった場合、家族の顔まで浮かんできますので、給料の減額や解雇を選択するのは心苦しいものです。そこで、経営者としても「事前に何かしておかないと」などと思っはいるものの、そのまま問題を放置してしまう傾向があります。

—そこで、関与先に所得補償保険を勧めるわけですね。

藁谷：こちらから積極的に勧めることはありません。お客様にリスクを知っていただき、お客様自身で事前対策の大切さを気付いていただく。その結果が保険の加入へと繋がっているだけです。

水野：私どもには「お客様を守りたい」とい



藁谷 信行 税理士

う思いしかありませんので、保険商品を無理に勧めている感覚はないですね。そもそも、リスクについて具体的にイメージできない限り、保険に加入しようとは思わないでしょう。

—どのようにリスクを伝えていきますか。

水野：トラブルの事例を伝えると、経営者としてもイメージが浮かびやすいですね。たとえば、残業中、外出して夜食を食べに行った従業員が、会社に戻る時にケガをした事例があります。労災が認められませんでした。経営者が所得補償保険に加入していたので生活を守ることができました。また、出社しない従業員に電話したところ、うなり声が聞こえたため、自宅に行ってみると脳梗塞で倒れていたケースがあります。まだ30代の若さです。入院保険とは異なり、所得補償保険は退院後の収入もしっかりカバーできますので、従業員も安心してリハビリに集中できました。

—実際に起きたトラブルを聞くと、リスク対策の大切さが分かりますね。

藁谷：危機感への関心の持ち方は千差万別です。大切なのは、関与先を毎月訪問して、トラブルはいつ起きてもおかしくないと繰り返し伝えることです。

水野：私は商人の子どもだったので、お得意先を毎月訪問することに昔から抵抗がありませんでした。むしろ、毎月訪問しなければ信頼関係も生まれず、経営指導やリスク対策のアドバイスもできません。今、その思いを藁谷が引き継いで続けています。

—関与先との信頼関係の深さを感じます。

水野：信頼関係があるからこそ、お客様の考えに反対することもあります。特に、事業に関することは「100%」ではなく「7：3」の割合で考えておかないと、何かあった時に方向転換すらできない事態に陥ります。

藁谷：経営者は1割のチャンスがあれば実行したいと思うものです。しかし、お客様に1割でもリスクがあれば、トラブルが起きないようにアドバイスをします。それが、私どもの仕事だと思っています。病気やケガで就業不能になった時に備えて、所得補償保険に加入してリスク回避することも同じことです。

—不況が続く中、保険料の負担を気にされる方もいますか？



水野 恒夫 税理士

水野：資金的に余裕があれば、会社に多少のトラブルが発生しても金銭で解決することができます。しかし、リーマンショック以降、中小企業の経営状況はさらに厳しくなっています。このような時代において、トラブルに対する金銭的負担は、経営者に重くのしかかってきます。お金がない時代だからこそ、万が一の金銭的負担について対応策を真剣に考えるべきなのです。

藁谷：最初は給料の満額を補償しなくても構わないと思います。それでも、経営者の「何かしておかないと」という気持ちは解消できるはず。全国税理士共栄会を通じて所得補償保険に加入すれば、団体契約で保険料が3割引となりますので、お客様も喜んでいきます。何より、所得補償保険はプライベートや仕事に関わらず、病気やケガによって就業不能の状態であれば保険金が給付されます。また、うつ病なども補償の対象となっていますので、経営者としても心強いですね。

—実際に保険金を受け取った関与先の反応はいかがですか。

水野：「保険に入っていて良かった」と喜ばれています。何もなかったが一番ですが、最後の最後で保険金を受け取った方もいます。リスクにいつ直面するか、本当に分かりません。藁谷：給付を受けた会社は、一度リスクヘッジを体験していますので、所得補償保険の2年補償タイプや長期間にわたって収入と生活を守る「生涯収入プロテクション」が登場すると、すぐに利用されています。逆に新しい関与先は若い経営者が多く、リスクについて理解してもらおうのが難しいところですが、お客様を守るため、これからもトラブルの事例などを繰り返し伝えていきたいと思っています。

## リスクの恐さを伝えたい



# 生きている時に使える保険— その大切さを実体験から学ぶ

永田宗良税理士事務所(大阪・堺市)

## 永田 宗良 税理士



— 関与先に所得補償保険を勧めようになったキッカケからお聞きします。

昔、腰を痛めて手術しましたが、退院後しばらく仕事をすることができず、自宅療養を余儀なくされました。その際、加入していた所得補償保険の保険金が毎月支給され、身に染みて分かったことがあります。それは、亡くなった後よりも生きている時に使える保険の大切さです。所得補償保険は生きていく上で本当に心強い保険だと実感しました。入院補償の医療保険などもありますが、退院後に仕事に復帰できず、収入が途絶えてしまった場合、生活費や治療費、住宅ローンの返済など、その間の出費を何かでカバーしなければなりません。事業主が働けなくなった場合、事業の存続すら危ぶまれる恐れがあります。私の事務所には自営業のお客様がたくさんいますので、万が一の時に備えて所得補償保険の加入を勧めています。

— 関与先の生活と仕事を守るための保険というわけですね。

その通りです。労災の場合は認定をめぐって揉めるケースもありますが、所得補償保険は仕事やプライベートに関わらず、病気やケガで就業できない状態であれば保険金が給付されます。また、うつ病などの気分障害でも補償されるなど、守備範囲の広さも大きな魅力です。関与先はもちろん、私の事務所でも所得補償保険に加入していますが、職員たちも安心して

働くことができると言っています。

— 厚生労働省の調査によると、うつ病の患者が年々増加しています。

関与先の中にも従業員がうつ病になってしまったケースがあります。経営者としては簡単に解雇できず、しばらく休養するように説得しても、給料や解雇を心配して会社に出てきてしまう。とはいえ、入社してもほとんど仕事にならない。そんな悪循環に頭を悩ませている経営者は少なくないと思います。所得補償保険に加入しておけば、休職中の収入も確保できますので、従業員も安心して療養することができます。傷病手当金の制度もありますが、支給額は標準報酬日額の3分の2です。家族を養っている人やローンを抱えている人にとって、給料の3分の1の減額は大きいと思います。だからといって、不足分を会社が負担すると、その負担した金額だけ傷病手当金がカットされてしまいます。

— いずれにしても、標準報酬日額の3分の2以上は受け取れないわけですか？

所得補償保険の保険金を受け取っても、傷病手当金は減額されません。そのため、傷病手当金と所得補償保険を組み合わせることで、休職中の従業員の給料をしっかりカバーすることができます。ただ、国民健康保険の加入者は、傷病手当金を受け取ることができ

ません。そのため、国民健康保険に加入している関与先には、所得補償保険そのものが傷病手当金の「代役、になると話しています。

— 所得補償保険について関与先の反応はいかがですか？

私自身の体験談や関与先の給付事例をお話すると、皆さん、リスク対策の重要性を分かってくれます。病気やケガ、うつ病などで就業不能になることは珍しくありません。所得補償保険に長年加入していたお客様から「そろそろ保険を止めようと思っている」と言われ、私が説得して継続してもらいましたが、その後、ご自身が病気で働けなくなり、保険金が給付された事例もあります。何もないことが一番ですが、万が一の時に保険に入っているかどうかで、その先は大きく変わってきます。厳しい時代ですから保険料の負担が気になるところですが、保険料は全国税理士共栄会の団体割引30%が適用され、保険期間中に事故がない場合は保険料の20%が戻ってきますので、関与先にも非常に喜ばれています。私どもとしても所得補償保険を勧めやすい大きなメリットです。

— 職員の方々は所得補償保険をどのように捉えていますか？

関与先で起きた病気やケガによる給付事例を自分たちの目で見えていますので、リスク対策の大切さを肌で感じていると思います。事務所の女性職員が、会社を運営し

ているご主人に所得補償保険について話したところ、すぐに契約が決まりました。単に保険商品を勧めるのではなく、リスク対策の重要性を理解し、ご主人や従業員のことを本気で思う気持ちが伝わったのでしょうか。

— お客様のことを思うからこそ、所得補償保険を勧めるわけですね。

私どもの事務所は「お客様の喜びが自分たちの喜び」という思いで動いています。お客様が保険金を受け取り、「所得補償保険に加入しておいて本当に良かった」という喜びの声を聞いたたびに、もっと多くの方に所得補償保険のメリットを知っていただきたい、リスク回避の大切さを伝えたいと強く思います。先ほども言いましたが、何も起きないことが一番です。しかし、トラブルが発生した時、お客様が困らないように事前にアドバイスするのは、私どもの役目だと思っています。もちろん、自分たちの力だけでは限界がありますので、同様の理念を持っているパートナーをシビアに選び、ワンストップサービスを提供しています。日税サービスは、保険のプロの代理店として丁寧かつ迅速に対応してくれますので、安心してお客様を紹介することができます。これからも日税サービスと共に所得補償保険の魅力伝えていきたいと思っています。

すでに全国15,000名の税理士と関与先の皆様にご加入いただいている制度です!!

# 全国税理士共栄会

VIP大型総合保障制度



## 安心療養サポート

団体所得補償保険

病気やケガで、入院もしくは医師の診断にもとづく自宅療養により就業不能となられた場合、収入が減少するしないにかかわらず、保険金が支払われます。

■ 一入院あたりの補償対象期間が長いのが最大の特徴です。

- 最長1年補償タイプと2年補償タイプ
- 無事故返れい金：保険料の20% (中途脱退の場合、返れい金はありません)

※ さらに補償対象期間の長い「生涯収入プロテクション」【「団体長期障害所得補償保険(GLTD)」】もご用意しています。

## 新・団体医療保険

医療保険基本契約・疾病保険契約、  
傷害保険契約セット団体総合保険

病気やケガで、入院・手術・通院された場合に保険金が支払われます。

さらに特約として

- 先進医療にかかる費用を最高500万円補償
- 三大疾病と診断されたら100万円お支払い
- がんの場合は上乗せ100万円お支払い

〈引受保険会社〉株式会社損害保険ジャパン SJ12-00408 2012/4/12

\* このご案内は概略です。詳しい内容については取扱代理店である日税サービスまでお問い合わせください。

「安心療養サポート」、「生涯収入プロテクション」、「新・団体医療保険」のいずれにも無料電話相談付帯

▶▶ 損保ジャパンアシスタントダイヤル ◀◀

メディカルサポートサービス (24時間・365日)

看護師が健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

メンタルヘルスサービス

(平日 9:30 ~ 19:00、土曜 11:00 ~ 18:00)

臨床心理士が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

(本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。)



株式会社日税サービス

TEL:03-5323-2111



〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29F

熊王税理士の  
ワンポイント講座

## 消費税の落とし穴はココだ!!

課税資産の販売業者が土地を譲渡  
仕入税額控除の計算に影響は？

**Q** 当社は、電化製品の販売業を営む消費税の課税事業者ですが、当事業年度中に遊休地を売却したことにより、当課税期間の課税売上割合は95%未満となることが予想されます。この土地の譲渡がなければ、当社の課税売上割合は例年どおり95%以上となり、課税仕入れ等の税額はその全額を仕入税額控除の対象とすることができます。土地の譲渡は突発的なものですから、課税仕入れ等の税額について、その全額を仕入税額控除の対象として問題ないのでしょうか？

また、仮に個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合においても、土地の売却に伴う仲介手数料を除き、福利厚生費や水道光熱費などの販売管理費はすべて電化製品の売上高に直結するものと考え、課税売上対応に区分することはできるのでしょうか？

**A** ☆課税仕入れの用途区分  
不動産業や医療業、金融業などの場合には、主たる

売上げに非課税のものがあるので課税売上割合は常に95%未満となり、課税仕入れ等の税額について、個別対応方式か一括比例配分方式によるあん分計算が必要となります。これに対し、課税資産の販売業などの場合には、受取利息、社宅使用料収入、有価証券売却収入などの非課税売上げがあったとしても一般的にその額は僅少であり、結果、課税売上割合が95%以上となって、課税仕入れ等の税額の全額が仕入税額控除の対象となるケースがほとんどです。

しかし、たとえ課税資産の販売業を営む事業者であっても、突発的に土地を譲渡したような場合には、その課税期間についてだけは課税売上割合が急激に減少し、個別対応方式か一括比例配分方式によるあん分計算が義務付けられることとなります。課税売上割合が減少した理由は仕入控除税額の計算に影響しないということです。

ところで、土地の譲渡に対応する課税仕入れといえ、不動産業者に支払う仲介手数料や測量代く

らいなものですから、販売管理費のうち、土地の譲渡に対応する課税仕入れというものは現実には存在しないことになります。しかし、土地の譲渡に対応するものがないからといって、販売管理費が即座に電化製品の譲渡に直結するわけではありません。課税資産の販売業であっても、荷造運送費などの特定のものを除き、販売管理費は課税売上げと明確な対応関係のないものが多く、また、これらのものは、受取利息などの非課税売上げにも多少なりとも関係しているものです。

したがって、明らかに課税売上げと紐付きになっているものを除き、販売管理費は基本的には共通対応分に区分するものと考えべきです。課税売上割合が95%以上であることによる全額控除の取扱いは、あくまでも計算の簡便化を図るためのものと認識する必要があります。

なお、たまたま土地の譲渡があった場合には、税務署長の承認を受けることにより、課税売上割合

に準ずる合理的な割合を用いて仕入控除税額の計算をすることが認められています（国税庁質疑応答事例（仕入税額控除（課税売上割合）12）参照）。

☆平成23年度改正に注意

平成24年4月1日以後に開始する課税期間からは、当課税期間中の課税売上高が5億円を超える規模の事業者は、たとえ課税売上割合が95%以上でも、個別対応方式か一括比例配分方式によるあん分計算が義務付けられることとなりました。したがって、課税仕入れの用途区分にあたっては、非課税売上高が受取利息しかなく、その金額が極端に少なかったとしても、課税売上げと紐付きになっているものでない限り、販売管理費などは共通対応分に区分することになりますのでご注意ください。（つづく）

熊王征秀(くまおう・まさひで)税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会税務審議部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。



## 税務スクランブル ～審判所の視点～

優秀な期間契約社員の退職にともない会社が慰労金を支給した。果たして、この慰労金は給与所得なのか、退職所得なのか——。その判定のカギは「3つの要件」にあった。

### 契約社員の退職時に慰労金 給与所得か、それとも退職所得か…？

期間契約社員の退職にともない、会社が支給した慰労金は給与所得か、それとも退職所得なのか——。その判断をめぐる納税者と当局の争いが起きた。

平成18年3月、請求人AはF社と期間契約社員雇用契約を締結し、3年後の平成21年3月に退職した。

F社の期間契約社員就業規則では、契約期間を満了した者のうち、勤務成績が良好な者には慰労金を支給することとしている。また、同社の期間契約社員マニュアルには、契約期間を満了して退職する場合、その時点での欠勤・休日出勤を含まない勤務日数に応じ、慰労金が支給されることが定められている。

これらを踏まえ、F社はAに対して慰労金を支給。その際、所得区分を給与所得と判断して源泉徴収を行った。

平成21年11月、Aは税務署を

訪れ、慰労金は「退職所得に当たらないか？」として還付に関する相談を行った。しかし、「担当職員から明確な回答がなく、後日、税務署に電話して質問をしたが、担当職員は電話にも出ず、回答がなかった」として、慰労金を退職所得として確定申告を行った。だが、税務署が更正処分を行ったことで、両者の争いが勃発。審判所にその判断が委ねられた。

#### 最高裁が過去に示した 退職所得の要件とは!?

当局による税務相談への対応という点については、請求人の言い分は認められなかった。問題は、慰労金は給与所得なのか、それとも退職所得なのか——という点だ。

Aは、「慰労金は、退職に基

づき支給されたもので、その所得は、給与所得ではなく、退職後の生活の糧となる退職所得に該当する」と主張。

一方の当局側は、給与所得と判断した理由を次のように述べている。①F社は、期間契約社員に対する退職金を支給しないこととしている、②慰労金は契約期間が終了し、有給休暇を除く欠勤、遅刻および早退の日数が勤務日数のおおむね10パーセント未満の場合に限り支給され、その支給金額は契約の総期間に応じて支給されている、③労働基準法第24条第2項および同法施行規則第8条には、1カ月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される賃金、賞与に準じ、その支払いは賃金の支払いである旨規定されているところ、慰労金は契約期間の継続勤務に対して支給される勤続手当である。

両者の言い分について審判所は、「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」の判断基準として、最高裁第二小法廷判決昭和59年9月9日で示された「退職所得となる3つの要件」を取り上げた。その要件とは、①退職すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること、②従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質を有すること、③一時金として支払われること。

審判所は、「契約期間を満了して退職するという事実によって支給されている」、「請求人は通算契約期間における出勤すべき日数の90パーセント以上を出勤し、勤務成績が良好な者に該当するとして、通算契約期間における勤務日数に応じて支給されている」、「平成21年3月度の給与として一時に支給されている」などと指摘。最高裁で示した「退職所得の①ないし③の各要件を満たしている」として、請求人Aの慰労金を退職所得として認め、当局の主張を退ける判断を下した。



# 関与先を取り巻く 現状と課題、今後の行方

～建設業界編～

前号では、中小病院や診療所など「医療業界」を取り巻く環境の変化を紹介した。第2弾となる今回は、厳しい経営状況に直面している「建設業界」の現状と課題、さらに会計事務所はどのように支援していくべきか、建設業支援に特化する税理士法人ユース会計社の吉永茂公認会計士・税理士に話を聞いた。

——建設業界を取り巻く環境の変化についてお聞きしたいと思います。

高度成長期から国内の建設投資は年々増加し、平成4年度には約84兆円に達しましたが、バブル崩壊後は民間建設投資が減少。さらに財政赤字などで公共工事も絞り込まれ、平成22年3月末には約42兆円とピーク時の半分まで落ち込んでいます。しかし、建設業許可業者数は、平成22年時点、ピーク時の約60万業者に対して僅か15%減の約51万業者に止まっています。

——建設業者の減少は緩やかですね。

相対的に競争過多の状況となっています。建設業者の中には公共工事から民間事業へと上手くシフトするところもありますが、特に地方の場合は公共工事への依存度が高いため、都市部よりも疲弊しているように感じます。

——では、どういった建設業者が売り上げを伸ばしているのでしょうか。

1点目は、技術力や受注のネットワークを持っていることです。小さな下請け会社でも、技術力が高いところや独自の人脈を持っているところは売り上げを伸ばしています。2点目は、個々の工事に対するコストコントロールをきちんとしていることです。建設業は変動費の割合が多く、100の売り上げに対して70%ぐらいは原価(変動費)です。そのため、70%の原価を68%や67%にすれば、直ちに利益を2～3%増やすことができます。近い将来、建設投資が大きく回復する見込みは少ないでしょう。だからこそ、税理士がコストコントロールをしっかりアドバイスできれば、事務所の差別化に繋がってくると思います。

——コストコントロールが生き残りのカギを握るわけですね。

これからの建設業界は、我慢競べの時代といえます。コストコントロールを行うことで、売価を抑えることもできますので、入札でも有利になるでしょう。原価を抑えて利益を出しつつ、受注競争力の強化にも繋がるため、原価ダウンは両方の面でパワーを生み出すわけです。

——建設業者への支援として、ほかに大切なことはありますか？

経営事項審査(経審)に対応するためのアドバイスも欠かせません。経審とは、「建設業者の経営に関する事項の審査等」のことです。建設業者が公共工事に参加しようとする場合は、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければなりません。経審では、①経営状況(B・SとP・L)②経営規模③技術力④その他の4つの客観的事項について、数値

による評価が行われます。

——建設業者の通信簿のようなものでしょうか？

そうですね。経審の評点によって入札できる工事の規模が決まってくる。もちろん、成績が悪くなれば、評価のランクが下がって目指す規模の公共工事が受けられません。それだけに、経審の評価をアップさせる努力が必要となります。コストコントロールの指導、そして経審関係の指導、この2つはまさに税理士の出番といえるでしょう。

——どちらも税理士の先生が得意とする「数字」がカギとなりますね。

そのとおりです。ただ、その前に、税理士は経営者の身近な相談相手です。危機意識を感じさせることも大切です。経営者は一般に自社の評価を甘く見ている方が少なくありません。自社の経営に黄色信号が点滅しているのに、危機意識がワンテンポ遅いわけです。現状の経営状況をしっかり理解させるため、私の事務所では独自で作った経営診断システム「HARE D A S (ハレダス)」を使用して、経営状況の分析や経営改善の指針などを抽出しています。CD版にして近々、ほかの事務所にも低価格でお分けする予定です。建設業に限らず、あらゆる業種で活用できるため、多くの先生方に利用して頂ければと思います。また、今年の秋口には「診断」の次のステップの「経営のプラン」作りを支援するコンサルティングツールを発表できると思います。「金融円滑化法」の期限も迫っていますので、企業と金融機関の関係を強化する方向でのサービスは、双方からも歓迎されるのではないかと期待しているところです。

——入札の仕組みが変わったと聞きました。

従来は「価格」のみで評価される自動落札方式でしたが、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価する「総合評価落札方式」に変わりました。価格以外の要素とは、施工時の安全性や環境への配慮などで、いわば会社の「提案力」といえます。そのため、一番安い価格を入札で設定しても、提案力の評価が低ければ選ばれないこともあるわけです。

——そのほか、建設業者が抱える問題はありますか？

建設業界でもオーナーの高齢化が問題となっています。次の世代にバトンタッチしたくても跡継ぎがない「後継者難」という会社も少なくありません。そこで、M&Aを選択する会社も少しずつ増えています。M&Aを実行することで、経審

の点数をアップする仕組みを国や自治体も認めています。売買や合併にともない、経審のランクが上がり、有利な条件で公共工事に参加することができるわけです。これからの時代、M&Aの動きはさらに加速してくると思いますね。

——建設業から新しい分野に乗り出す動きも見られます。

個人的には簡単なことではないと思います。建設業者にとっては新しいチャレンジかもしれませんが、たとえば農業に参入するのであれば、すでに農業に従事している方々の技術や経験と勝負しなければなりません。新事業の展開で成功している会社もありますが、やはり相当な覚悟が必要だと思っています。

——建設業支援に特化した会計人グループに在籍されていますが、今、どんな勉強をしていますか。

私は「建設業経営研究所(CML)」の理事長を務めています。最近では初心に戻り、会計人の先生方とコストコントロールについて改めて勉強しています。国土交通省では、中小・中堅建設企業の経営戦略の実現を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」を実施していますが、各分野の専門家から構成される「建設業経営戦略アドバイザー」として、会員の先生方が各地で活躍されています。確かに、建設業界は厳しいですが、売り上げを伸ばしている会社もあります。ぜひ、税理士の先生方に手腕を発揮してもらい、建設業界の心強いサポーターになってほしいですね。



吉永茂(よしなが・しげる)  
公認会計士・税理士

中央大学卒業後、昭和47年に公認会計士最終試験合格。昭和51年に税理士登録。昭和52年開業。税務・監査に従事する一方、企業診断システム、建設業の経営管理システムを開発し、全国的に導入指導を展開。建設業支援に特化した会計人グループ「建設業経営研究所(CML)」の理事長を務める。建設業界にまつわる書籍も多数執筆。

▼▼▼建設投資の半減で市場は競争過多

▼▼▼生き残りのカギは「コストコントロール」

# 報酬自動支払制度 わたしの体験記

## 専門外の作業を低料金で省略 若手税理士に嬉しいシステム

——独立後、すぐに報酬自動支払制度を利用されていますね。

開業当初から業務の効率化といえますか、税理士として専門外のことには費やす時間をできるだけ省きたいという思いがありましたので、迷うことなく報酬自動支払制度を申込みました。請求書の発行や入金管理といった事務作業を低コストで省略することができず、とても便利なシステムだと思います。独立した税理士の仲間からも「報酬自動支払制度を使っている？」とよく聞かれますが、「便利だから使っているよ」と答えています。

——その先生方は実際に利用されましたか？

私に尋ねてから半年ほど経った頃に申し込んでいますね。どうしてすぐに利用しないのか不思議ですが、最初は躊躇していたものの、お客様が少しずつ増えるにつれて、私と同じように請求書の発行や入金管理の時間がもったいない

と感じたのかもしれません。報酬自動支払制度には、郵送型のPOSTとオンライン型のe-NEETの2種類ありますが、POSTを利用する場合は基本料が発生せず、関与先1件ごとに手数料を負担するため、開業間もない税理士でも気軽に利用できる点がうれしいですね。特に、その頃は人手も足りませんので、手間と時間を考えたら1件につき335円の手数料は安いと思います。

——報酬自動支払制度を利用して、関与先の反応がいかがですか。

お客様には顧問契約を交わす時に報酬自動支払制度の利用について説明しています。お客様としては手間がかからず、振込手数料を支払う必要もないため、断られることはほとんどありません。ただ、これは珍しいケースですが、事務所が負担する手数料を気にかけて、「こちらで振り込むから大丈夫ですよ」と言ってくださるお客様もいます。

にしやまゆみこ税理士事務所(東京・千代田区)

所長 西山由美子 税理士



——時間や手間が省けた分、自分がやりたいことに集中できますね。

私のお客様一人ひとりに対して丁寧にお付き合いしたいと考えていますので、報酬自動支払制度を利用して時間に余裕ができた分、お客様との時間を充実させています。記帳代行や税務申告の処理だけでなく、何でも気軽に相談してくれて、私の知識やネットワークを積極的に使っていただき、たまには愚痴をこぼすような事業上の「パートナー」として信頼していただける。そんなお客様と一緒に事業を発展させていくのが私のスタイルです。

——西山先生は農業支援に向けて積極的に勉強されていますね。

農業経営にはさまざまな補助金や助成金があります。農業生産者の方々も注意してチェックしていると思いますが、実際には適応できるのに気付かないケースも少なくありません。そこで、補助金や助成金など農業経営に役立つ情報をタイムリーに伝えるため、現在、農業支援に特化した会計人グループに参加して勉強しています。実は、私自身も畑を借りて毎週日曜日に農作物を栽培しています。東京で育ってきましたが、たまに自然に触れていないとダメみたいですね。とても良い気分転換になっています。

報酬自動支払制度のお問い合わせ、資料請求は  
株日税ビジネスサービス ☎0120-155-551

ホームページもご覧ください。  
<http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

報酬自動支払制度 検索

## トラブルを未然防止!

## 税理士事務所の リスクマネジメント

### ②顧問先名簿は営業秘密?

南青山M's 法律会計事務所(東京・港区)

松永貴之 弁護士

ひとつの裁判例(大阪地裁平成10年(ワ)第1403号損害賠償請求事件)をご紹介します。

#### 【事案の概要】

公認会計士・税理士のAが代表を務めるX社は、計算事務受託業務を行っていた。Bは、X社の設立当初から勤務していたが解雇され、その後X社と同様の業務を行うY社を設立した。

X社は、氏名や住所を記載した2種類の「顧問先名簿」、顧問先ごとの月別請求金額・内訳・1カ月間の合計顧問料を記載した「顧問料金表」、「各得意先の会計、経営の情報を記録した電子フロッピー」を保有していた。

Xの得意先は、BがY社を設立した後、Y社と顧問契約を締結し、X社との契約を解約。そこでX社はY社に対し、Y社はBが持ち出した顧問先名簿、顧問料金表などを使用し、X社の顧問先だった顧客と顧問契約を締結したが、それは不正競争防

止法に定める「営業秘密」であり、不正競争に該当するとして、顧問契約に基づく業務の差止めを求めると共に、予備的にX社が被った損害(1年分の報酬)の賠償を求めた事案。

#### 【争点】

「顧問先名簿」、「顧問料金表」、「各得意先の会計」、「経営の情報を記載した電子フロッピー」は「営業秘密」に当たるか否か。※実際の裁判では、他にも争点がありました。

#### 【裁判所の判断】

不正競争防止法にいう「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上・営業上の情報で、公然と知られていないものをいう。ある情報が事業者にとって、いかに有用な情報であり、公然と知られていない情報であっても、それが「秘密として管理されて」いなければ、営業秘密として評価

されない。そして、「秘密として管理されている」といえるためには、情報の保有者に秘密に管理する意思があり、対外的に情報を漏出させないための客観的に認識できる程度の管理が行われている必要があると判示したうえで、X社では①顧問先名簿を無施錠の書棚に入れていた、②季節の挨拶状の宛名書きや顧客先との事務連絡用として顧問先名簿を事務員が利用していた、③いつでも必要があれば、従業員の誰もが顧問先名簿を見ることができた、④顧問先名簿に秘密と表示したり、従業員に秘密とするよう指導するなど、顧問先名簿にアクセスできる人的制限、時間的制限が課されておらず、秘密として管理していたことをうかがわせる事実は認められないとして営業秘密にはあたらないと判示した。また、「顧問先料金表」、「経営の情報を記載した電子フロッピー」に

ついても同様の判断を示した。

#### 【コメント】

これはひとつの裁判例で、税理士事務所の事案ではなく、会計に関連する業務を行う会社の問題です。紙面の都合上省略しましたが、様々な周辺事情も考慮したうえでの結論です。とはいえ、税理士事務所で起こりうる『お家騒動』と類似しています。そもそも「顧問先名簿」や「顧客料金表」を営業秘密に該当するような方法で管理している税理士の先生はほとんどいないでしょう。顧客情報を事務所より良いサービスを提供でき、メリットも大きいので、不正競争防止法による保護を求めるのは現実的ではありません。

では、顧客情報が営業秘密に該当しない場合、どんな形で顧問先との契約を守るべきなのでしょうか。次回以降、新たな裁判例と共に検証していきます。



# 会計割引制度を一部見直し

## 事実と異なる記載は利用停止へ

平成24年4月1日から信用保証協会による「中小企業会計割引制度」が一部見直された。

この制度は、「中小企業の会計に関する指針」（中小指針）に準拠して作成される中小企業の計算書類について、税理士や公認会計士が中小指針の準拠を確認するチェックリストを提出した場合、信用保証協会の保証料率0.1%の割引が認められるもの。

会計割引制度の適用については、平成18年4月の制度創設時にはチェックリストの添付によって認められ、平成19年4月の制度見直し後は、チェックリストの15項目のうち1項目以上の準拠によっ

て認められていた。

制度開始から6年が経ち、中小企業の会計の質の向上を促す効果を高め、制度の適正化を図るために次の見直しが行われている。

### (1) チェックリストの全部準拠

①信用保証協会は、チェックリストの全15項目すべてが中小指針に準拠していることをもって会計割引制度を適用する。ただし、中小企業が保有しない資産の項目については除外する。

②チェックリストの全15項目について中小指針に準拠している旨の記載があるにもかかわらず、故意・過失を問わず事実と異なる記載が認められると信用保証協会が

判断する場合は、会計割引制度の利用を認めない。

### (2) 事実と異なる記載に対する一時利用停止措置

①故意・過失を問わず事実と異なる記載と信用保証協会が認めるチェックリストが、複数回にわたり同一の税理士等から提出され、計算書類の信頼性向上に寄与することが認められないと信用保証協会が判断するときは、その税理士等が確認したチェックリストについては、会計割引制度の利用を1年間認めない。

②各信用保証協会は、会計割引制度の利用を認めないこととされた税理士等に対し、その理由を付

記して通知すると共に所属税理士会に対して通知の写しを送付する。なお、利用停止措置は、税理士等が通知を受けた日の翌日から60日目に発効する。

③各信用保証協会は、全国信用保証協会連合会にも通知して情報を共有し、全国信用保証協会はほかの信用保証協会と情報を共有することができる。

会計割引制度の一時利用停止に対して不服または不明な点がある場合は、各信用保証協会から利用停止に関する通知書を受けた日の翌日から14日以内に所属税理士会に照会書を提出することで、照会手続きを利用することができる。

# 業界ムーブメント

## 日本税務研究センター 公益財団法人に移行

日本税務研究センター（石井幸夫理事長）は、今年1月23日付で、内閣総理大臣より公益財団法人として認定を受け、2月1日より「公益財団法人日本税務研究センター」として新たにスタートしました。

同センターは、昭和59年に設立された日本最大の税に関する民間シンクタンク。日本の租税制度や税務行政、税理士制度および企業会計などに関する学術的調査研究、資料情報の収集を行い、それらを広く一般に公表することで、日本の申告納税制度の発展進歩および普及啓蒙に資するとともに、国民の納税義務の適正な実現および納税道義の増進に寄与することを目的としています。

主な事業としては、租税等に

関する学術研究、税理士など実務家の業務に資する事例研究を進め、日税研論集の刊行、税務事例研究をWebで公開。また、秀逸な論文・著書を表彰する「日税研究賞」を日本税理士会連合会と共催。さらに、平成20年7月には日本税理士会連合会と連携し、全国税理士共栄会の支援を受け、税務相談室を立ち上げ、電話による無料税務相談を開始。多くの税理士先生に利用されています。このほか、2万5千冊の和洋蔵書数を整えた租税図書室の運営、セミナーなども開催しています。

同センターの学術・研究活動は、各界から高い評価を受けていますので、公益財団法人への移行にともない、民による公益の増進が期待されています。

## ワインを楽しむ投資する 税理士仲間がファンドを組成

関与先からの資産運用の相談に応えるため、税理士が集まってスタートさせた「ワインファンド」が注目を集めている。

ワインファンドとは、ヨーロッパで古くからの蓄財方法として知られる投資形態。最高峰のワインを若いうちに買付け、数年間熟成させ、価格が上昇したときに売却する仕組みだ。

北田朝雪税理士、大竹義夫税理士、松井由和税理士ほか、会計人組織のメンバーらが議論を重ね、「ワインファンド」をスタート。2000年、日本で唯一のワイン投資ファンド運用会社「榊ヴァンネット」を設立させた。

「ファンド＝投資」だが、ワインを楽しむことも目的としており、フランス料理とワインを堪能する「ワインの夕べ」を定期的開催。毎回、多くの税理士が関与先とともに訪れる（写真）。また、



ワインの楽しみ方や中国のワイン投資熱などを解説するワインセミナーも人気だ。さらに、同社ではワインファンドの成功報酬の一部をサンテミリオン保存活動や東日本大震災の復興支援のために拠出するなど、ワインを通じて社会貢献にも寄与している。

現在、2012ワイン投資ファンドを6月中旬まで募集中。ワインは年月が経てば本数が減少し、希少価値が高まる。また、中国をはじめ新興国の需要も高まっているが、あくまでもリスクは自己責任。ワインファンドの詳細は、同社のホームページで確認できる。

## 3分間の診察室



### ～意外と多い緑内障、あなたは大丈夫？～

緑内障は、眼球の後方から脳につながる神経線維が「視神経乳頭」という部分で障害され、視野の中に見えにくい部分が生じてくる（視野異常といえます）病気です。テレビに例えると、視覚情報を感知する眼球はアンテナ、視覚中枢のある脳は画面で、神経線維は両者をつなぐコードに相当しますが、緑内障はコードの一部が断線して画面に映像が映らなくなる病気といえます。緑内障は決して珍しい病気ではなく、最近行われた調査では、その有病率は40歳以上の日本人の5%（20人に1人）で

あることが分かっています。また、緑内障は年齢とともに増加することも知られており、少子高齢化に伴い今後ますます患者が増えると予想されています。

緑内障は進行するまで自覚症状がありません。緑内障による視野異常は視界の周辺部から生じることが多いからです。現に、前述した調査で緑内障が発見された9割の方は、緑内障があるにも関わらず調査時以前には病院に行っておらず、診断を受けていなかったことが分かっています。

しかし、緑内障が進行して視

野異常が視界の中心近くまで及ぶと、自分でも気付くようになります。ただし、緑内障による視野異常は、部分的に白くぼんやりかすんだように見えるだけで、視界が暗くなったり、筒から覗いたように視野が狭くなるわけではありません。中には「眼鏡が合わないのだろう」「白内障ではないか」と思い込み、受診が遅れることがあるので注意が必要です。さらに病気が進行すると、中心部まで障害が及んで視力が低下し、場合によっては失明することもあります。

緑内障の治療には目薬やレー

ザー、手術などがあり、眼圧を下げて神経線維に対する負担を減らし、視野障害の進行を遅らせます。しかし、治療によって一度障害を受けた神経線維を回復させ、見にくくなった視野を元に戻すことはできません。このことから緑内障は、早期発見、早期治療が重要ということがお分かりいただけると思います。また、食事や生活習慣など日常生活の注意によって緑内障を予防したり、進行を抑えることはできません。特に自覚症状がなくても、1年に1回は眼科で検査を受けることをお勧めします。

### 今号のドクター 丸山勝彦 先生

1997年札幌医科大学医学部卒業。初期研修後、1999年より東京医科大学眼科。2010年より東京医科大学眼科講師。

# 先生、お困りの際は いつでも日税グループへ!!



## 株式会社 日税ビジネスサービス

- 団体制度の企画／開発／運営  
システム収納代行、団体会員管理・サービス
- 税理士事務所経営関連  
報酬自動支払制度POST・e-NET、人材派遣サービス、リサイクルトナー販売取次
- コンサルティング関連  
ファイナンシャル・プランニング、国際税務フォーラム（会員制）、税理士

- F P実務研究会（会員制）、M&A支援サービス、株価算定サービス
- 資格取得研修等のサービス  
NPOアカウント養成講座、公益法人アカウント養成講座、FP資格取得研修、FP資格継続教育
- 研修  
「日税セミナー」「日税フォーラム」
- 「日税メールステーション」
- 「日税FAX通信」

## 株式会社 日税不動産情報センター

- 不動産売買仲介  
不動産の売却・購入・交換の仲介、権利調整
- 不動産に関する情報収集・提供  
物件調査・価格査定、広大地評価・財産評価サポート
- 不動産コンサルティング  
不動産の有効活用、アセット・ソリューション事業、事業承継対策、不動産M&A、相続対策

- 建築に関する企画、設計、監理
- 不動産鑑定評価

＜調査・価格査定、相談無料＞  
専門家集団が  
総合的なコンサルティングにより  
ベストソリューションを提供！

## 株式会社 共栄会保険代行

- 全税共VIP経営者大型保障制度取扱
- 全税共「がん保険、医療保障」  
(AFLAC) 取扱
- 全税共「団体所得補償保険」取扱
- 全税共「団体長期障害所得補償保険」取扱
- 東税協「集団火災保険」取扱
- 千葉税協「集団自動車保険」取扱
- リスクマネジメント

- 保険オーダーメイド  
保険コンサルティング  
(相続対策・資産形成・決算対策・コスト圧縮・事業承継対策・福利厚生)
- 保険セミナー  
企業リスク、資産家のリスクなど保険に偏らないタイムリーな情報提供
- タイプ別ライフプラン相談  
(個人・法人)  
(お客様の立場に立ったアドバイス)

## 株式会社 日税サービス

- 選ぶ保険・選ばれる保険
- ・全税共「団体所得補償保険・団体医療保険」、「団体長期障害所得補償保険」他
- ・東税協「経営者大型保障プラン」他、「集団損害保険制度」
- ・東地税協「団体保険（傷害・ゴルフ）」  
「集団損害保険制度」
- ・千葉税協「集団損害保険制度」  
「小規模企業共済」他

- ・埼玉税協「集団損害保険制度」  
「小規模企業共済」他
- プロフェッショナルとして  
(生命保険・損害保険)  
家族を守る（相続対策、ローン対策）  
企業を守る（決算対策、事業承継対策、  
死亡・生存退職金対策）
- 会員制医療クラブ  
「ドクターオブドクターズ・クラブ」

日税ジャーナル 平成24年・春号  
(年4回1月・4月・7月・10月発行)

日税グループの  
ホームページ <http://www.nichizei.com/>

発行：日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階  
TEL：03-3340-6494 FAX：03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL：03-3340-4488